

難病患者相談研修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難治性疾患患者に対する医療、保健、福祉等に関する適切かつ円滑な総合支援体制を確立するため、難病患者相談研修支援事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、聖マリアンナ医科大学病院メディカルサポートセンター（以下「補助事業者」という。）において実施する難治性疾患に関する次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。

- (1) 難治性疾患に関する総合相談事業
- (2) 難治性疾患の治療、看護などに関する研修事業

(補助金の対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、別表に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

(申請書の手続等)

第4条 この補助金の交付の申請は、難病患者相談研修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付決定及び方法)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請にかかる書類を審査し、支給の可否を決定後、その結果を通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第6条 補助事業の内容を変更(中止・廃止)しようとするときは、難病患者相談研修支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付条件)

第7条 市長は、補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の発注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が認める条件

(状況報告)

第8条 総合相談事業の実施状況は、難病患者総合相談事業実施状況報告書（様式

第3号)により、当該月の翌月末日までに毎月報告するものとする。

(実績報告)

第9条 事業が完了した時（事業の中止・廃止の場合を含む）は、難病患者相談研

修支援事業補助金実績報告書（様式第4号)に次の書類を添えて、当該会計年度終

了後4月末日までに行わなければならない。

(1) 事業結果報告書

(2) 収支決算書又は収支を証する書類

(3) 発注実績報告書（様式第5号)

(4) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（様式第6号。以下「理由書」

という。）

(5) その他参考となる資料

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額

が1,000,000円を超える支出となる案件がある場合に提出するものとし、

第6条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市

内企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するもの

とする。

3 補助事業者が市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（様式第7号）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、照合又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 第1項第4号に定める理由書については、第7条第1項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い理由がある場合に提出するものとする。

（補助金の取消）

第10条 次のいずれかに該当する場合、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けた時とき。
- （2）補助金等の交付条件に違反したとき。
- （3）第7条又は第9条の規定に違反したとき。
- （4）その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管して

おこななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成4年5月28日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月11日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 事業名	2 対象経費
総合相談事業	総合相談事業の実施に必要な職員の報酬、給料、諸手当、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等
研修事業	研修事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

様式第1号（第4条関係）

_____年度難病患者相談研修支援事業補助金交付申請書

_____年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

印

_____年度難病患者相談研修支援事業について、補助金の交付を受けたい

ので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的と主な内容
- 2 補助事業の期間
- 3 補助金の交付申請額
- 4 補助金の使途
- 5 添付資料

（1）事業計画書

（2）収支予算書

様式第2号（第6条関係）

難病患者相談研修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

_____年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

_____年 月 日付で交付決定を受けた難病患者相談研修支援事業補

助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、

関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更後の補助金の交付申請額

様式第4号（第9条関係）

_____年度難病患者相談研修支援事業補助金実績報告書

_____年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

印

_____年 月 日付で交付決定を受けた平成 _____年度難病患者相談研

修支援事業補助金に関わる事業の実績を次のとおり報告いたします。

- 1 事業結果報告書
- 2 収支決算書又は収支を証する書類
- 3 その他参考となる資料

1件の契約あたり100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注した場合、発注実績報告書（第5号様式）を添付してください。

また、必要に応じて、以下の文書を添付してください。

- ・入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第6号様式）
- ・誓約書（第7号様式）

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市難病患者相談研修支援事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様で定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6)の理由を選択した場合、その事由内容

難病患者相談研修支援事業補助金交付要綱第9条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は**

事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、
当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法
（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する
中小企業者であることを誓約します。

案件名 _____

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あて先)
補助事業者名
補助事業者の代表者名

住 所
商号又は名称
(ふりがな)
代表者職氏名
資本金の額 円
職員総数 人

印

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)